



# 佐賀県公報

平成19年  
12月19日  
(水曜日)  
第 12996号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

○道路の供用開始

(六七八・道路課)

### 選挙管理委員会事項

◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(告示・八〇)

### 人事委員会事項

◎佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報の一部改正

(告示・三二)

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十二月十九日から平成二十年一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名

供用開始の区間

供用開始の期日

県道  
武雄多久線

多久市多久町二一九〇番一地从先から  
多久市多久町二二八九番七地先まで

平成一九・一二・二〇

## ○ 選挙管理委員会事項

### ◎佐賀県選挙管理委員会告示第八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十九年十二月十九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八五三人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、一〇六人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 五四、〇三九人

唐津市・東松浦郡 三七、三三四人

鳥栖市	一七、一四二人
多久市	六、一三九人
伊万里市	一五、五九六人
武雄市	一三、八四一人
鹿島市・藤津郡	一、四一五人
小城市	一、二〇二人
嬉野市	七、九二六人
神崎市・神埼郡	一三、二三四人
佐賀郡	九、三三三人
三養基郡	一四、七一五人
西松浦郡	五、九一三人
杵島郡	一、〇五三人

○ 人事委員会事項

●佐賀県人事委員会告示第三号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成十四年佐賀県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月十九日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

表中「佐賀県職員採用試験」の下に「（行政特別枠を除く。）」を加え、

第二次試験又は第二次選考受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び

を

不合格基準該当の試験科目名

第二次試験又は第二次選考受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名

佐賀県職員採用試験（行政特別枠に限る。）  
書類選考に通過しなかった者に係る総合評価

書類選考に通過した者に係る総合評価

書類選考の結果発表の日から一年

第一次試験不合格者については、第二次試験合格発表の日から一年

第二次試験合格者については、第三次試験合格発表の日から一年

第一次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名

第一次試験合格発表の日から一年

第一次試験合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点

第二次試験不合格者については、第二次試験合格発表の日から一年

第二次試験合格者に

に

改める。

第三次試験受験者に 係る総合得点、総合 順位、試験科目別得 点及び不合格基準該 当の試験科目名	第二次試験合格者に 係る総合得点、総合 順位及び試験科目別 得点	第二次試験不合格者 に係る総合得点、総 合順位、試験科目別 得点及び不合格基準 該当の試験科目名	
	第三次試験合格発表 の日から一年	第二次試験合格発表 の日から一年	ついては、第三次試 験合格発表の日から 一年

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十二月十九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷